

東京地方裁判所立川支部民事 1 部

瀬戸口 壯夫 裁判長 殿
原 雅基 裁判官 殿
池上 絵美 裁判官 殿

公正な判決を求める要請書

横田基地に離着陸する米軍用機の騒音被害解消を求めて、最初の訴訟を提起してから 41 年の歳月が経ちました。しかし、いまだに騒音被害はなくなっておりません。それどころか、近年では基地機能が強化され、自衛隊の航空総隊司令部も移駐し、訓練飛行が増加しています。さらにはオスプレイの配備まで予定され、航空機の墜落・落下の危険性も高まっています。騒音は、人の声やテレビの音をかき消すなど日常生活を妨害し、心理的・情緒的被害をもたらしています。近年では、高血圧や心疾患などの身体的被害を生じさせることが明らかになり、WHO は、睡眠妨害や不快感（アノイアンス）を健康被害として位置づけ、騒音規制のガイドラインを設けています。横田基地の騒音は、周辺住民に深刻な被害をもたらしています。

「ゆっくり眠れる静かな夜を返せ、会話を楽しむことのできる団らん時間を返せ」

原告らを含む横田基地周辺に居住するすべての住民の願いです。この願いは、損害賠償のみでは解決されません。飛行差止が絶対的に必要です。そして、何度も提訴しなければならない原告らの負担の軽減も不可欠です。第 1 次新横田基地公害訴訟の高裁判決では「**最高裁判所で違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、・・・救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は適切な国防の維持の観点からも、怠慢の誹りを免れない**」と厳しく批判しています。

横田基地に加えて、嘉手納、普天間、岩国、厚木、小松など全国各地で騒音訴訟が提起され、原告数は 3 万 6000 名を超えています。その中で、騒音による健康被害を認め、損害賠償額を増額し、将来請求を認める判決も出ています。

裁判所におかれては、原告らの切実な訴えに耳を傾け、被害救済にふさわしい賠償を命じ、米軍機及び自衛隊機の飛行差し止めと将来請求を認めることで司法の役割を発揮していただきたく、心よりお願いいたします。

氏 名	住 所

取り扱い団体

《連絡先》第 2 次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川 1655-3 白鳥第 2 ビル 302 TEL/FAX 042-552-4451